

4 南 監 第 15 号
令和4年4月25日

南丹市長
西村 良平 様

南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 谷尻 昌史

令和3年度定期監査報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

記

1. 監査年月日 令和3年8月24日から令和4年3月25日まで
2. 監査執行者 南丹市監査委員 川面 通夫
南丹市監査委員 山下 秋則
南丹市監査委員 谷尻 昌史（令和4年2月21日から）
3. 監査対象部課 市長公室 企画財政課、秘書広報課
総務部 総務課、人事課、税務課、監理課、危機管理対策室
地域振興部 情報課、地域振興課、市民協働室
市民部 市民課、環境課、人権政策課
福祉保健部 福祉相談課、社会福祉課、高齢福祉課、
子育て支援課、保健医療課、地域医療室
農林商工部 農業推進課、農山村振興課、商工課、観光交流室
土木建築部 都市計画課、道路河川課、営繕課
上下水道部 経営総務課、上水道課、下水道課
教育委員会 教育総務課、学校教育課、社会教育課
出納課、議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局

4. 監査の対象

主要事務・事業並びに修繕料については100万円以上、委託料については一件100万円以上、指定管理委託料については1件1,000万円以上、工事請負費については500万円以上、備品購入費については50万円以上、負担金、補助金及び交付金については一件20万円以上、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金については一件100万円以上の事業に係る財務に関する事務の執行を監査の対象とした。

5. 監査の実施内容

所管課ごとに事前に提出された資料に基づき、監査対象事業の執行状況等を聴取するとともに関係書類の提示を求め、収入事務、支出事務、契約事務等の財務に関する事務の執行が、適正に行われているかどうかを着眼点として監査を実施した。

また、抽出により支出状況を事前に調査し、事務処理に誤りが無いかについても調査した。

6. 監査の結果

実施日 令和3年8月24日

対象課 人権政策課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対象課 市民課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対象課 環境課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実施日 令和3年9月9日

対象課 教育総務課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、おおむね適正であると認められた。

対 象 課 学校教育課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 社会教育課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和3年9月27日

対 象 課 企画財政課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 秘書広報課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和3年10月12日

対 象 課 経営総務課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 上水道課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 下水道課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和3年10月25日

対 象 課 危機管理対策室

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 監理課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和3年11月11日

対 象 課 総務課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 人事課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 税務課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和3年11月25日

対 象 課 都市計画課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 道路河川課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 営繕課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和3年12月24日

対 象 課 商工課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 観光交流室

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和4年1月17日

対 象 課 農業推進課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 農山村振興課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 議会事務局

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和4年1月25日

対 象 課 地域医療室

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 保健医療課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 福祉相談課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和4年2月14日

対 象 課 高齢福祉課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 社会福祉課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 子育て支援課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和4年2月25日

対 象 課 情報課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 地域振興課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 市民協働室

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

実 施 日 令和4年3月25日

対 象 課 農業委員会事務局

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 出納課

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

対 象 課 監査委員事務局

事前調書等に基づき説明を受けた後、監査を行った結果、特段の指摘事項はなく、適正に事務の執行がなされているものと認められた。

以上が、令和3年度における定期監査を行った結果である。
今回の監査についても、収入事務、支出事務、契約事務等の財務に関する事務の執行が、適正に行われているかどうかを着眼点として、監査してきたところである。

収入事務、支出事務、契約事務等において、おおむね適正な事務執行がされていた。

随契、特命随契の案件が多くあったので、今後契約の方法については関係課とも十分調整するよう指摘した。

主に令和2年度の不納欠損処理の手続について、市の債権管理条例に基づき適正に行われているか監査したところ、各関係課において適正に事務執行されていた。

今後においても、南丹市会計規則、南丹市予算執行要領、南丹市事務決裁規程、その他関係諸法令に基づき、適正に処理されるよう望むものである。